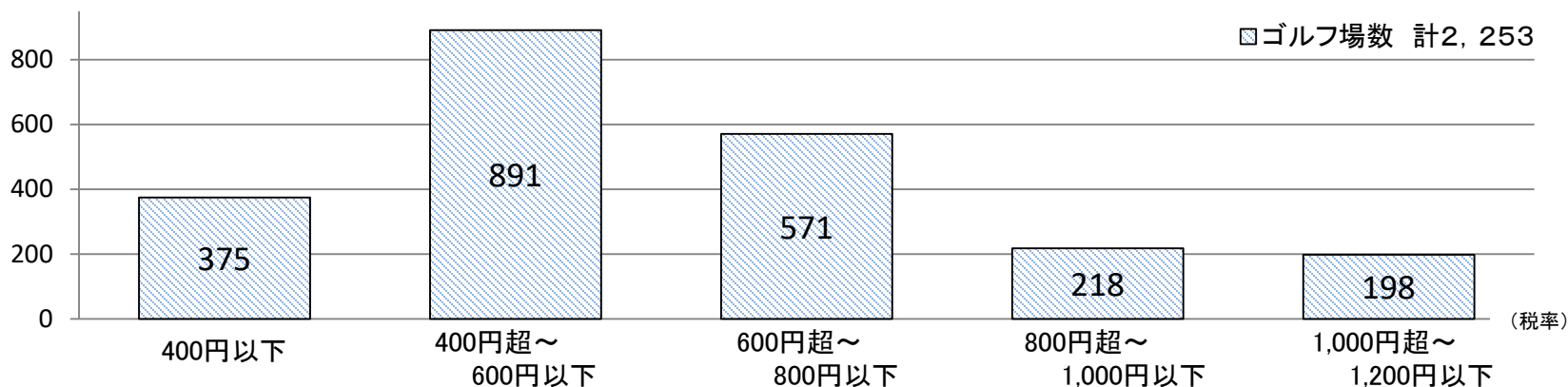


ゴルフ場利用税の概要

項目	内容
1. 課税主体	都道府県 ⇒ 税収の <u>10分の7</u> をゴルフ場が所在する市町村に交付(平成30年度:895市町村)
2. 納税義務者	ゴルフ場の利用者
非課税(平成15年度創設)	18歳未満・70歳以上・障害者、国体・国際競技大会のゴルフ競技(公式練習を含む)や学校の教育活動
3. 税率	標準税率: 1人1日につき800円(制限税率: 1,200円) ※ 都道府県は、ゴルフ場の整備状況等に応じて、税率に差を設けることができる。 ※ 平成30年度の平均税額: 649円(非課税者を除く。)
4. 税収 (平成30年度決算額)	433億円(うち市町村への交付金額: 302億円)

<参考>ゴルフ場利用税の適用税率ごとのゴルフ場数



半数以上(56.2%)が600円以下

※(一社)日本ゴルフ場経営者協会資料より